

昌子の広場 第107報 小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘 2-13-10

自宅 Tel 0725-54-2626

Fax 020-4669-6920

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@ybb.ne.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます



どうなる市長公約の市民税10%減税
槇尾川ダム問題
一般質問について

目次

- ・市長公約の10%減税は P1
- ・槇尾川ダム問題 P2
- ・一般質問について P3
- ・昌子の広場 P4

可能なのか？ 市長公約市民税10%減税(減額)

市の財政の現状、半田市の視察結果をふまえ市長公約について考えます。

●市の財政の現状

(単位百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市税	22,050	22,044	22,239	21,910	22,118	22,306
地方交付金	7,208	6,749	6,361	6,586	6,526	6,437
その他	23,134	16,946	17,688	19,425	18,163	18,098
収入計	52,392	45,739	46,288	47,921	46,807	46,841
支出	60,316	51,674	53,880	54,888	51,933	54,877
収入-支出	-7,924	-5,935	-7,592	-6,967	-5,126	-8,036
市債	6,564	3,373	5,351	5,091	4,403	6,460
基金から繰入	1,360	2,562	2,094	0	0	0
差引(単年度収支)	0	0	-147	-1,876	-723	-1,576
実質収支	0	0	-147	-2,023	-2,746	-4,322
基金残高	4,056	1,794	0	0	0	0

和泉市の財政見通しは市のHPによりますと左表のように大変厳しい状況です。

(市長公約の減税が無い前提です)

毎年 50 億円から 80 億円の収支赤字で、これを借金である市債と貯金である基金を取り崩しバランスをとっている状態で、その基金も底をつき、平成 23 年度から赤字となります。自治体の赤字は許されませんので、歳入の増を図ると共に新たな事業の凍結など思い切った歳出削減が必要です。

●半田市との比較

市民税の10%減税を実施した半田市を視察しました。

	和泉市	半田市	コメント
人口(人)	182,678	117,290	
地方税(百万円)	22,391	24,313	
一人当たり地方税(千円/人)	122.6	207.3	一人当たり税金は約半分
地方交付税(百万円)	7,136	109	半田市は実質地方交付税不交付団体
経常収支比率(%)	100.1	85.8	収入は殆ど生活費に充てられる
財政力指数	0.73	1.15	財政基盤貧弱
扶助費(百万円)	12,986	5,191	
一人当たり扶助費(千円/人)	71.1	44.3	税金の半分が生活保護等に
投資的経費(%)	9.2	16.2	先行的投資が出来ない構造
地方債残高(百万円)	48,707	34,629	借金も多い

半田市は財政基盤が和泉市と比べ格段に優れており、地方交付税も貰っていません。財政の健全度を示す指標も全てにおいて和泉市より優れています。このように財政が豊かな市であっても市民税の10%削減には新たな起債への影響など多くの困難を伴ったということです。そのような事情もあって1年限りの減税となったものと思われま。

●辻市長の思い

辻市長は先の6月定例会において、自らの政治信条からもなんとしてもこれを実現したいとの強い決意を示され、この秋に策定される和泉再生プランに減税の施策を折り込むとの強い思いが伝わりました。しかしながら、市の財政の現状や既に職員の給与や手当の削減が実施されている中で、新たな歳出削減は容易ではありませんし、何らかの形で市民サービスへの影響も避けられない事が予想されます。更に起債等への影響も懸念される中で、市民との約束である公約の実現は当然としても、だからと言ってなりふり構わず実行する事の無いよう慎重な対応が望まれます。

榎尾川ダム建設問題大詰め！

榎尾川ダムの建設を行うのか、或いは中止するのか検討が最終局面に入っています。

大阪府は榎尾川ダムに関する有識者会議や大阪府河川整備委員会を相次いで開催し、この問題の決着を急いでいます。

このような時に国土交通省の有識者会議がダムに頼ってきた従来の治水のあり方の見直しを提言しました。事業の長期化と費用増大を招くダムによらない流域全体で治水を行うというものです。

榎尾川ダムについては橋下知事の意向を受けて、既に工事を開始したにも拘わらず、昨年11月工事を凍結し、まさしくこの提言の考え方で議論を進めているのですが、一度始めた公共工事について行政の事務方はなんとしてもこの工事を完成させねばならないとの魂胆が見え見えで、会議に提出される資料も私たちが見れば恣意的に作られているのでは無いかとの疑念はぬぐえません。

先般開催されました第3回河川整備委員会を傍聴しましたが、その中での議論のポイントを紹介します。

●治水の基本的考え方

大阪府は橋下知事の考えを受けて、以下の原則を掲げました。

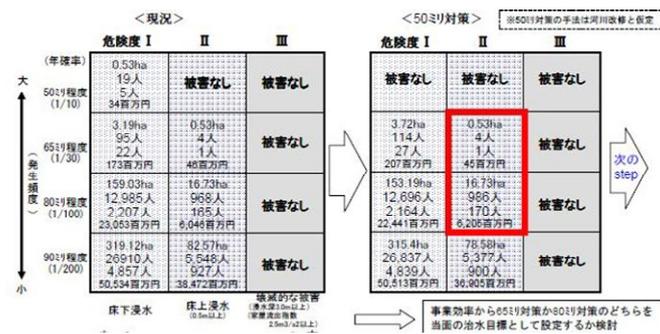
- ・実現可能な治水目標
榎尾川は100年対応の治水対策を標榜していたが、

これには途方もない財源が必要で実現不可能であり、そのような目標は意味がないので実現可能な治水目標とする。従って従来から言っていた100年対応には拘らない。

- ・府民の生活を守るため50mm対応の河川改修は実施する
- ・ダムを含めそれ以上の治水対策を行うか否かは、洪水被害の程度（床上浸水が発生するか否か）で判断し、どのような対策を行うかは有効性（被害防止効果－投資費用）で判断する

●その結果大阪府の考えは

- ・50mm対策を実施後も、50mmを超える雨量の時（時間雨量65mmや80mm時）に床上浸水が発生するので（下図右側の囲んだところ）、追加的対策が必要
但し30年に一度程度の65mmの時の床上浸水被害を受ける人数は僅か4人



- ・追加的対策は現計画のダム+河川改修が最も効果的

●そのダム+河川改修の費用対効果は

従来から大阪府は、費用対効果を算定する効果（便益）は、事業完成後から50年間の効果の単純な合計で計算し、費用108億円、効果219億円で差し引き111億円の投資効果があると計算していました。しかし長期に効果を発揮するような事業等の効果の算定は、時間的要素（将来の効果を現在価値に割り引く）を考慮することが必要で、委員の指摘もあり今回大阪府は効果（便益）を現在価値で評価したものを提出しました。その結果効果は65億円となり差し引き43億円のマイナスの結果となりました。

経済価値で評価すると、ダム+河川改修は実施すべきでは無いという事になります。床上浸水被害を受ける人が僅か4人であり、人命に致命的影響が無い場合は、政治判断を待つまでもなくこの治水事業は行うべきではありません。

一般質問第2回定例会から

6月議会で私は以下の点について一般質問しました。

- ・上伯太線問題について
- ・補助金について（町会館助成金、単独土地改良事業）
- ・第3次一般廃棄物処理基本計画について

この中から、町会館助成金について内容を報告します。この問題は先に若樫町のダンジリ倉庫への助成金について一般質問しましたが、その第2弾です。

●建築確認の未取得について

過去10年間で町会館に助成した件数は76件でそのうち建築確認が必要な案件は27件あり、うち2件については建築確認を取得していない事が判明しました。

その2件は大野町会と若樫町会についての助成です。大野町会については事業費を水増しし、不正に助成金を受けた事案であり、若樫町は会館附属倉庫と称してダンジリ収納庫の建設に助成を受け現在住民訴訟が係属中の事案であり、いずれも問題となった事案です。これらが建築確認を受けていない事案と符合するのは単なる偶然でしょうか。

●助成金の返還について

建築確認が必要な建築物は建築基準法上それを取付しないと建築出来ない事になっています。それを取付しないで建築した建築物は違法建築となり、違法建築物に市が助成することはあり得ません。要綱上も違法な手段で助成金を申請した時は返還を求められることが出来るとあり、市は当然返還請求をすべきであると質しましたが、建築確認が未取得であることが分かったのが最近であり、未取得に至った事情等について町会に確認が必要なので時間が欲しいと市が答弁しました。早急に調査し報告するよう要望しました。

●ダンジリ倉庫への助成について

町会館への助成金は普通に考えれば、町会館そのものの建築や改修に助成するものですが、若樫町についてダンジリ収納庫に助成したことが判明し、そもそもダンジリ倉庫に対し町会館の助成金が支出できるのかが問題となりました。従来より、ダンジリ倉庫の建設にはこの町会館の助成金は対象外であり、多くのダンジリ倉庫に助成金は支出されていません。この件に関する住民監査請求で監査委員もダンジリ倉庫に助成するのは拡大

解釈のそしりを免れないとの監査結果をだしており、現在住民訴訟で争われています。

そこで市は、会館と同一の敷地内で、会館に併設する物については助成の対象とすることを可能にする要綱の運用解釈を新たに明文化しました。ダンジリ倉庫は地域のコミュニティーに一定寄与する事からそのような解釈をしたようですが、そうであれば会館と同じ敷地に無くても良いはずで、大きな敷地を持っている町会と別の場所に建てないといけない町会とで大きな不平等となります。ダンジリ倉庫が地域のコミュニティーに寄与するのであれば、そのための助成制度を作るべきであり、町会館の助成金を使うべきでは無いと思います。しかしダンジリ本体に助成金を出していない状態で、倉庫に助成するのは如何にもおかしいこととなります。



<ダンジリ訴訟の状況>

若樫町のダンジリ倉庫に関する住民訴訟は、先般当時の若樫町会長及び当時の市の担当職員の証人尋問が行われ結審しました。判決は10月1日13時15分から大阪地裁であります。

この住民訴訟の争点は

- ・ダンジリ倉庫に助成する事が要綱に反しないか
- ・要綱に反した場合に返還を請求出来るか
- ・申請に実際の倉庫と異なる図面が使われたのが偽装申請にあたるか（虚偽の申請）
- ・建築確認を受けていない建築物に助成できるか
- ・建築確認を受けていない事を町会の当事者は認識していたか

等です。

私も原告の一人ですので判決に注目しています。

